

令和6年度 水道法に基づく水質検査項目

浄水検査（51項目）：年1回

項目 No.	水質基準項目	項目 No.	水質基準項目
1	一般細菌	27	総トリハロメタン
2	大腸菌	28	トリクロロ酢酸
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン
4	水銀及びその化合物	30	ブロモホルム
5	セレン及びその化合物	31	ホルムアルデヒド
6	鉛及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	鉄及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	35	銅及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	36	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	37	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	38	塩化物イオン
13	ホウ素及びその化合物	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)
14	四塩化炭素	40	蒸発残留物
15	1,4-ジオキサン	41	陰イオン界面活性剤
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	42	ジェオスミン
17	ジクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
18	テトラクロロエチレン	44	非イオン界面活性剤
19	トリクロロエチレン	45	フェノール類
20	ベンゼン	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
21	塩素酸	47	pH値
22	クロロ酢酸	48	味
23	クロロホルム	49	臭気
24	ジクロロ酢酸	50	色度
25	ジブロモクロロメタン	51	濁度
26	臭素酸		

浄水検査（49項目）：年3回

NO. 42、43の2項目を除く、49項目

浄水検査（9項目）：年8回

NO. 1,2、38、46～51の9項目

浄水検査（2項目）：年2回

NO. 42、43の2項目

浄水検査（20項目）：年1回

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、**亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル**、抱水クロラール、**農薬類、残留塩素**、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチルセブチルエーテル、臭気強度(TON)、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、**ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン(PFOA)**

原水検査（39項目）：年1回

浄水検査項目NO. 21～31の浄水処理に起因する消毒副生成物11項目を除く、39項目

原水検査（8項目）：年3回

NO. 1,2、38、46、47、49～51の8項目

原水検査（2項目）：年4回（苅野のみ年8回）

指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)

原水検査（2項目）：年1回（苅野のみ年4回）

クリプトスポリジウム、ジアルジア

保菌検査（5項目）：年2回（職員6名分）

赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、O-157